



STANDARD

2026 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード:2721 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 山室 敬史
(TEL. 03-6455-4278)

基準日後株主に対する議決権付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 124 条第 4 項に基づき、2026 年 9 月 4 日に開催予定の当社臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)に係る基準日(2026 年 8 月 4 日)後に当社第 11 回新株予約権(以下、「本第 11 回新株予約権」といいます。)の行使により、眞野定也氏(以下、「眞野氏」といいます。)が取得した当社普通株式につき、本臨時株主総会における議決権を付与することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本第 11 回新株予約権は、2026 年 1 月 28 日付「第三者割当による第 10 回新株予約権(行使価額修正条項付)、第 11 回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」(以下、「本新株予約権発行時開示」といいます。)に記載のとおり、28,000 個を眞野氏に割り当てたものです。

記

1. 議決権を付与する株式

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 株式数 | 普通株式 1,000,000 株 |
| (2) 議決権の数 | 10,000 個 |
| (3) 株主名 | 眞野定也 |
| (4) 議決権総数に対する割合 | 5.71% |

(注)

1. 議決権総数に対する割合は、本臨時株主総会の基準日である 2026 年 8 月 4 日現在の総株主の議決権数(165,259 個)に、眞野氏に対して付与した株式数に係る議決権数を加算した数(175,259 個)を基に算出しております。
2. 眞野氏は、本臨時株主総会の基準日である 2026 年 8 月 4 日時点では、当社普通株式 2,600,000 株(議決権数 26,000 個)を保有しており、本日時点では、2026 年 9 月 1 日の本第 11 回新株予約権の行使により取得した普通株式 1,000,000

株(議決権数 10,000 個)を加えて、当社普通株式 3,600,000 株(議決権数 36,000 個、議決権割合 20.54%)を保有しております。

2. 議決権を付与する理由

本臨時株主総会に係る基準日後に株式を取得した者に対する議決権の付与について、当社は、当該株式の取得に至った経緯、当該株主の当社に対する関与及び当社の企業価値向上に対するコミットメント等を総合的に勘案して判断することが適切であると考えております。

眞野氏については、当社の代表取締役社長として当社の経営を担っており、本第 11 回新株予約権の行使により取得した当該株式についても、当社の中長期的な企業価値向上を目的として継続的に保有し、経営責任を負う立場から当社の企業価値向上にコミットする意思を有しております。

また、眞野氏は、2026 年 7 月 29 日付の「第 8 回新株予約権の行使並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付の第 8 回新株予約権の行使により当社普通株式を取得し、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主となっております。当該株式の取得は本臨時株主総会に係る基準日である 2026 年 8 月 4 日より前に行われたものであり、当該取得株式に係る議決権は既に本臨時株主総会の議決権に反映されております。一方、本件において議決権付与の対象とする株式は、基準日後である 2026 年 9 月 1 日に本第 11 回新株予約権の行使により取得された株式であります。当社は、本臨時株主総会の開催日が基準日から約 1 か月後であることも踏まえ、本臨時株主総会の開催予定日に近い時点での株主の意思を本臨時株主総会に反映させることが必要であると判断しております。

なお、本件については、基準日後に新株予約権の行使により株式を取得した者のすべてに一律に議決権を付与することが適切ということではなく、当該株式の取得に至った経緯、取得後の保有方針、当社の経営及び企業価値向上への関与等を個別に勘案した上で、議決権を付与する対象者を判断することが適切であると考えております。

この点、当社は、2026 年 8 月 4 日の本臨時株主総会に係る基準日後に、第 10 回新株予約権の行使により当社普通株式を取得している EVO FUND(以下、「EVO FUND」といいます。)については、その基準日後に取得した当社株式(300,000 株、議決権数 3,000 個)に対して本臨時株主総会における議決権を付与しておりません。EVO FUND は、本新株予約権発行時開示にて記載のとおり、第 10 回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から適宜市場内で売却する方針であるところ、EVO FUND が関東財務局に提出している大量保有報告書及びその変更報告書に記載されている取引の推移からも実際に当社普通株式の取得と売却を繰り返しながら運用していることが確認されていることから、当社株式を中長期的に保有することを前提として、当社の企業価値向上に継続的に関与し、当社の経営に対して中長期的にコミットすることを目的としたものとは、その性質を異にするものであると考え、EVO FUND が基準日後に取得

した当社株式に対しては本臨時株主総会における議決権を付与しないことといたしました。なお、当社は、EVO FUND に対し、当社が上記の判断に至った理由及び本臨時株主総会における議決権の取扱いについて説明し、EVO FUND から、本臨時株主総会において基準日後に取得した当社株式に係る議決権を付与しないことについて、異議がない旨の承諾を得ております。

また、当社は、本件について、会社法第 124 条第 4 項に基づき、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権を付与することができること、及びその判断に際して当該株式の取得経緯その他の事情を考慮することが許容されることを前提として、当社顧問弁護士に法的妥当性について確認しております。当社顧問弁護士からは、本件について、会社法第 124 条第 4 項に基づく議決権付与の趣旨を踏まえても、基準日後に新株予約権の行使により株式を取得した者のうち、その取得経緯、保有方針、会社との関係その他の事情を踏まえて、その全部又は一部について議決権を付与することは許容され得ること、また、同項ただし書の「基準日株主の権利を害することができない」との制限については、一般に基準日後に株式譲渡が行われた場合の譲渡人等を指すものと解されており、新株予約権の行使により株式を取得した株主はこれに含まれないと解されることから、基準日株主の権利を害するものではないとの見解を得ております。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会の開催日に近い時点における株主の意思を可能な限り適切に反映させるとともに、当社の中長期的な企業価値向上にコミットする株主の意思を本臨時株主総会に反映させることには合理性があると判断し、会社法第 124 条第 4 項の規定に基づき、本臨時株主総会に係る基準日後に株式を取得した株主である眞野氏に対して、当該株式につき本臨時株主総会における議決権を付与することを決議いたしました。

なお、当社代表取締役である眞野氏については、特別利害関係を有する取締役であるため、当該取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

以上